

## 健康不安者フォローアップ健診事業実施要項

### (趣旨)

第1条 この要項は、水俣病総合対策費補助金交付要綱第3条、水俣病総合対策実施要領第2章等に基づき、過去に相当の期間、水俣湾又はその周辺水域の魚介類を食べたことに伴い、健康不安を訴える方に健康診査等を実施し、健康不安の解消の一助とすることを目的とする健康不安者フォローアップ健診事業（以下「事業」という。）について、必要な事項を定めるものとする。

### (対象者)

第2条 事業の対象者は、次の（ア）～（ウ）の要件のいずれかを満たす者で、事業を希望し、事業に登録された者とする。

（ア） 水俣病被害者の救済及び水俣病問題の解決に関する特別措置法第5条に基づく救済措置（以下「救済措置」という。）の申請を行った者で、一時金等対象者又は療養費対象者のいずれにも該当しないとされた者のうち、昭和49年12月31日以前に1年以上水俣湾又はその周辺水域の魚介類を食べたことに伴い、健康不安を訴える者。

（イ） 平成22年5月1日現在において、公害健康被害の補償等に関する法律（昭和48年法律第111号）第4条第2項の規定による水俣病に係る認定の申請を行っている者で、救済措置の受付が終了した後に水俣病に係る認定を行わない旨の通知を受けた者のうち、昭和49年12月31日以前に1年以上水俣湾又はその周辺水域の魚介類を食べたことに伴い、健康不安を訴える者。

（ウ） ノーモア・ミナマタ国家賠償等請求事件に係る熊本地方裁判所における和解（平成23年3月25日）、新潟地方裁判所における和解（平成23年3月3日）、大阪地方裁判所における和解（平成23年3月28日）及び東京地方裁判所における和解（平成23年3月24日）において、一時金等対象者又は療養費対象者に該当しないとされた者のうち、昭和49年12月31日以前に1年以上水俣湾又はその周辺水域の魚介類を食べたことが認められる者であって健康不安を訴える者。

### (実施方法)

第3条 県は、当該事業を公益財団法人結核予防会へ委託して実施するものとする。

(事業内容等)

第4条 県は、事業の対象者に対し、年に1回、指定医療機関において、別表1に定める項目の健康診査及び保健指導を、無料で実施する。

(雑則)

第5条 この要項に定めるもののほか、必要な事項は別に定める。

附 則

この要項は、平成24年7月17日から施行する。

別表1 (第4条関係)

健診項目	診察、問診、身体測定(身長・体重・肥満度・腹囲)、血圧測定、尿検査(糖、蛋白)、赤血球数、血色素、中性脂肪、総コレステロール、HDLコレステロール、LDLコレステロール、AST(GOT)、ALT(GPT)、 $\gamma$ -GTP、空腹時血糖、ヘモグロビンA1C、視力検査、聴力検査、心電図
------	---